

# 郡山市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除

東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）の改正に伴い、本市の「復興産業集積区域」は対象区域外となりました。それに伴い、令和4年度において同法に係る課税免除の新規申請が出来るのは次の2つのケースに限られますのでご注意ください。

（すでに課税免除決定している資産を継続して申請する場合は、課税すべき年度から5年間は申請できません。）

1. 郡山市から指定を受けた個人事業者又は法人が、郡山市復興産業集積区域内で特定の業種に利用される新設・増設した資産で、令和3年3月31日までに取得したものであるについて、固定資産税の課税免除を申請する場合（すでに指定・認定済みの資産に限る。）

2. 郡山市から指定を受けた個人事業者又は法人が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月31日までに取得予定だった資産を遅れて取得した場合において一定の要件を満たす場合（すでに指定済みの資産に限る。）

※ 一定の要件については、復興庁ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/000523.html>

以上の内容に合致する方は、以下をご参照ください。

平成27年3月26日に国の認定を受けた「ふくしま観光復興促進特区」についても適用します。

## 対象者

令和3年3月31日までに次の特例に係る指定を受けた場合に限り、課税免除が適用されます。

- ・ 特別償却又は税額控除（法第37条に係る指定を受けた個人事業者及び法人）
- ・ 研究開発税制（法第39条に係る指定を受けた個人事業者及び法人）
- ・ 新規立地促進税制（法第40条に係る指定を受けた法人）

## 対象区域及び対象業種

下記アドレスの「復興産業区域（字）一覧」「復興産業集積区域地図」「対象業種一覧」をご覧ください。

①産業復興投資促進特区

<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/271000/yuchi/sangyofukko.html>

②観光復興促進特区

<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/273000/kankoutokku.html>

## 対象資産

### 土地、家屋、償却資産

- ①土地は、取得後、1年以内に家屋の建設着手があった対象施設等の家屋の敷地である土地に限ります。
- ②指定事業者事業実施計画書及び実施状況報告書に記載され、かつ、認定を受けた資産に限ります。
- ③新古・中古資産及び移動資産は、対象外です。
- ④令和3年3月31日までに取得した場合に限ります。

## 免除期間

固定資産税が課税されることとなった年度から5箇年度分

## 申請期限

課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日

- ①免除申請は、毎年必要です。
- ②令和4年度に課税免除を受ける場合、令和4年3月22日（火）までに申請が必要です（期限を過ぎた場合、受付不可となりますので、ご注意ください）。

## 提出先

郡山市資産税課（市役所西庁舎2階）

## 手続き

法人等による法第37条、第39条、第40条の指定申請【窓口：産業政策課等（※）】

郡山市による指定（担当：産業政策課等（※））

法人等による実施状況報告【窓口：産業政策課等（※）】

法人等による課税免除申請【窓口：資産税課】

郡山市による認定（担当：産業政策課等（※））

郡山市による課税免除決定（担当：資産税課）

### 【注意】

- ・手続き窓口や担当の（※）は、農業政策課、観光課が担当窓口になる場合があります。
- ・課税免除決定は、郡山市による認定後となるため、固定資産税については、当初納付いただき後日還付となる場合がありますので、ご注意ください。

## 固定資産税の課税免除申請に必要な提出書類

共 通	ア 郡山市復興産業集積区域における固定資産税課税免除申請書（第1号様式） イ 指定書（写） ウ 指定事業者実施計画書（写） エ 当該法人の設立を証する書類又は当該法人登記簿謄本（写） オ 復興推進事業に関する実施状況報告書（写） カ 復興推進事業の実施に係る認定書（写） キ 法人税の確定（修正）申告書一式（写）（減価償却資産明細書（写）を含む。） ク 会社概要（パンフレット等） ケ その他市長が必要と認める書類
土 地	ア 土地の位置図 イ 敷地となる土地における家屋の配置図 ウ 家屋の建築面積を確認できる書類 エ 土地の取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったことを確認できる書類（契約書（写）等） オ 登記簿謄本（写）
家 屋	ア 家屋の平面図 イ 登記簿謄本（写）
償却資産	ア 新設増設した機械等の配置図

◆前年度に課税免除の適用を受け、当該年度も引き続き課税免除の適用を受けようとする申請者の方は、前年度に課税免除の適用を受けた対象施設等及び前年度の提出書類に変更がない場合でも、「郡山市復興産業集積区域における固定資産税課税免除申請書」（第1号様式）の提出が必要です。

郡山市資産税課 〒963-8601 郡山市朝日1-23-7  
 TEL024-924-2091  
 E-mail:shisanzei@city.koriyama.lg.jp

